

私立高等学校等生徒に対する授業料支援補助金について

対象受検機関：教育庁私学課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																		
<p>1 私立高等学校等生徒に対する授業料支援補助金の事業概要 私立高等学校等生徒に対する授業料支援補助金（以下「支援補助金」という。）は、生徒の授業料を支援するための私立高等学校等の設置者に対する府の補助制度であり、保護者（親権者全員）の年収めやすにより、補助金額が決定される。国の就学支援金と合わせると年収めやす590万円未満世帯の場合は実質無償、同800万円未満世帯の場合は年間20万円の負担となるよう支援を行っている。（生徒は学校法人等に申請を行い、府は学校法人等に補助金を交付。）</p> <p>2 補助金額の決定方法 補助金額を決定する際の年収めやすについては、保護者（親権者全員）の市町村民税所得割額により決定している。このため、各種控除等の状況により実際の年収と年収めやす額には差がある。 なお、「平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）」では、政令指定都市への県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて個人住民税所得割2%の税源移譲を行うこととし、具体的検討を行うとされている。</p> <p style="text-align: center;">授業料無償化制度(生徒が二人以下の世帯の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>授業料無償化制度(生徒が二人以下の世帯の場合)</caption> <thead> <tr> <th>年収(万円)</th> <th>キャップ制 (授業料)</th> <th>キャップ制なし (授業料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>283,000円</td> <td>297,000円 (2.5倍)</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>342,400円</td> <td>237,600円 (2倍)</td> </tr> <tr> <td>590</td> <td>401,800円</td> <td>178,200円 (1.5倍)</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>580,000円</td> <td>261,200円 (20万円負担)</td> </tr> <tr> <td>910</td> <td>580,000円</td> <td>118,800円</td> </tr> </tbody> </table>	年収(万円)	キャップ制 (授業料)	キャップ制なし (授業料)	250	283,000円	297,000円 (2.5倍)	350	342,400円	237,600円 (2倍)	590	401,800円	178,200円 (1.5倍)	800	580,000円	261,200円 (20万円負担)	910	580,000円	118,800円	<p>支援補助金は、前年の年収めやすに応じて補助金額が決定される仕組みとなっているが、年収めやすに対する補助金の区分が粗く設定されているため、年収590万円及び800万円付近では、わずかな年収の増減で保護者の授業料負担額に大きな差が生じる。</p>	<p>年収による補助金区分の細分化や税制改正の動きも踏まえた、より公平な年収の判定方法等について検討を行い、より府民の納得性の高いものとなるよう取り組まれたい。</p>
年収(万円)	キャップ制 (授業料)	キャップ制なし (授業料)																		
250	283,000円	297,000円 (2.5倍)																		
350	342,400円	237,600円 (2倍)																		
590	401,800円	178,200円 (1.5倍)																		
800	580,000円	261,200円 (20万円負担)																		
910	580,000円	118,800円																		

3 平成27年度支援補助金の決算額

※全額一般財源

高等学校・中等教育学校	20,662,476,244円
専修学校高等課程等	1,074,798,177円
計	21,737,274,421円

4 支援補助金の創設経過

支援補助金制度は、平成22年度に年収350万円未満の世帯まで授業料を無償化するため既にあった私立高等学校等授業料軽減補助金を見直し、創設したもの。平成23年度からは、「学校選択の機会の保障と次世代を担う人材の育成」「切磋琢磨による教育の質の向上、教育投資の拡大」を目的とし、年収めやす610万円未満の世帯まで授業料を無償化できるよう制度を拡充。平成28年度より現在の年収めやすを設定し、授業料の支援を継続している。

5 学校法人等に対する補助金の使途等の確認

支援補助金を受けている学校法人等に対して実地検査（3年に1回）を実施。検査内容は、授業料の納付状況、生徒から学校への支援申請の状況、学校法人等から府への交付申請状況、授業料と補助金の相殺または還付の状況など。

6 支援補助金の今後のあり方について

現在の制度は、平成28年度から平成30年度の入学生が卒業するまでの適用とし、毎年度、効果検証することとしている。また国の就学支援金制度のあり方検討を踏まえ、今後の制度のあり方について検討していくとしている。

措置の内容

授業料支援補助金は、国の就学支援金と併せて事業実施しており、保護者（親権者全員）の年収の判定方法等についても、国の就学支援金制度と合わせている。そのため、国に対して、より公平な年収の判定方法等にするよう、最重点提案・要望を行った。平成29年5月に文部科学省において、「高校生等への修学支援に関する協力者会議」が立ち上がり、第8回協力者会議において、有識者より「税額控除を受ける者等が判定上、有利になっていることに鑑み、公平性の観点から課税所得金額に変更することは妥当であり、制度見直しを検討すべき」旨の意見が出された。

令和2年度より国の就学支援金制度において、課税所得額（課税標準額）による判定に改正されたことを踏まえ、府の授業料支援補助金においても、公平な所得判定となるよう、令和2年6月11日付で要綱を改正し、課税所得額（課税標準額）による所得判定基準に改正した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月8日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）